

第二十四号議案

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

江戸川区印鑑条例（昭和五十年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード利用者証明用電子証明書」に改め、「個人番号カードをいう。」の下に「、移動端末設備利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号口に規定する移動端末設備をいう。）を加え、「暗証番号を入力する」を「暗証番号の入力その他の規則で定める措置を講ずる」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）の改正に伴い、移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る規定を追加するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。